

個人宅への防犯機器等購入緊急補助事業

体感治安の悪化や防犯意識の高まりを踏まえ、防犯機器を設置・購入する世帯に対し補助をいたします。以下の項目をご確認の上、ご申請ください。

■対象者

台東区に住民登録があり、その住所に居住している方

申請は
1世帯
1回のみ

- 令和7年4月1日以降に購入した機器等が補助対象です。
- 申請は1世帯1回のみです。1回目に補助上限額に達していなくても、2回目以降の申請は出来ません。
そのため、複数の機器を申請する場合、まとめて申請してください。
- 個人宅への補助制度となるため、共同住宅のオーナーや管理者が共同住宅のエントランス、廊下、階段などの共用部分に設置した防犯機器等は対象となりません。



1階が店舗で2階が住宅の場合や建物の1室を個人や法人に貸している場合・etc..
**必ず!!事前に
お問合せください!!**

■補助割合

購入・設置費用の**4分の3** (必ず自己負担が発生します)

- 付属品や録画関連の周辺機器は必要最小限度のものとしします。
- ポイント利用等の部分は対象になりません。
- 1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。



■補助上限

1世帯当たりの上限額 **60,000円**

《補助金のイメージ》

例えば、70,000円の防犯カメラ一式と、
10,000円のセンサーライト一式(合計80,000円)を
購入・設置した場合、補助金を申請し、交付決定されると・・・
→60,000円(上限)が交付されます。(80,000円の4分の3)
→20,000円が自己負担になります。

**【結論!!】70,000円の防犯カメラと10,000円のセンサーライトが
自己負担20,000円で購入・設置できます**

【注意!!】補助対象品目であれば合算も可能ですが、**申請は1回のみ**
となりますので、ご注意ください。
なお、虚偽等の申請により本補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部
又は一部を返還していただきます。

■補助 対象品目 (9種類)

- 防犯カメラ(録画機能付き)
 - インターホン(録画機能付き)
 - センサーライト
 - センサーアラーム
 - ドアスコープ用カメラ(録画機能付き)
 - 防犯性の高い鍵・補助錠
 - 面格子
 - 防犯フィルム
 - 防犯ガラス
- ※リース費用等は対象外です。

詳しくは
裏表紙を
ご覧ください

■申請方法

申請は、**郵送**又は**電子申請**となります。
(区役所の窓口では受付しておりません。)

詳細はこちら



申請書(誓約書兼同意書)は、**区ホームページからダウンロード**していただくか、
区役所本庁舎、区民事務所・分室・地区センターで配布しています。

チェック欄をご活用ください。そろった書類から☑を入れて、全てそろったらご申請ください。

申請書(誓約書兼同意書)に、以下①～⑦(⑥・⑦は該当者のみ)の書類を添付のうえ、下記郵送先に郵送、または電子申請にて、ご申請ください。		
①	☐	申請者の本人確認書類 運転免許証・マイナンバーカードなど氏名、住所、生年月日が記載された公的な証明書の写し
②	☐	領収書の写し 防犯機器等の製品名(型番)、設置工事等の内容、その施工日又は購入日、支払金額、領収年月日、 <u>購入者の氏名が記載された領収書(レシートは不可)</u> その他書類の写し
③	☐	施工後又は設置後の写真 防犯カメラを設置した場合は、撮影している 画角※ がわかる写真も必要 <u>※画角とは・・・モニターに映った映像を写真に撮ったもの。</u> インターフォンを設置した場合は、モニター親機(ワイヤレスモニター子機)、カメラ玄関子機、全ての写真が必要
④	☐	防犯機器等のカタログ等の写し 防犯機器等の内容が確認できるカタログ、パンフレット、説明書等の写し
⑤	☐	補助金の振込先の口座情報が確認できる書類の写し 通帳、キャッシュカード等の写し等、金融機関名、支店名、口座番号等が記載されているもの

以下は該当者のみ

⑥	☐	承諾書【※1】 賃貸住宅 にお住いで、設置に当たり工事等が必要な場合 所有者が防犯機器等の設置を承諾したことがわかる書類の写し 【※1】承諾書の様式は自由ですが、区ホームページに参考様式を掲載しています。
⑦	☐	承諾書【※1】 共同住宅 にお住いで、 専用使用権 のついた 共用部分 【※2】に工事等が必要な場合 管理組合等が防犯機器等の設置を承諾したことがわかる書類の写し 【※1】承諾書の様式は自由ですが、区ホームページに参考様式を掲載しています。 【※2】専用使用権のついた共用部分とは、自宅の玄関扉・窓枠・窓ガラスなどが該当します

共同住宅等のエントランス、廊下や階段などの共用部分に防犯カメラ等の機器を設置した場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

郵送先 (必要分の切手を貼付してください)

〒110-8615 台東区東上野4丁目5番6号
台東区役所 生活安全推進課 宛て

電子申請

右記の二次元コードを読み取り、案内に沿ってご申請ください。



電子申請は
こちらから

受付期限

令和**8**年**2**月**28**日まで (郵送での申請は消印有効)
(予算がなくなり次第受付終了)

ご申請前にもう一度ご確認を!!(よくあるお間違い)

- ・共同住宅等のエントランス、廊下、階段等の共用部分に設置した防犯カメラ等の機器は対象外となります。
- ・申請者、領収書の宛名、振込口座名義は同一であることが原則です。
- ・防犯カメラやセンサーライトは屋外に設置したものが対象です。屋内の見守りカメラ等は対象外となります。